



新地町告示第37号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195条）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成29年12月20日

新地町長 加藤 憲 郎



新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
埴木崎	台前	谷地小屋	谷地田	211の1の一部、212から226までの各一部、228の一部、229の一部、230、231から237までの各一部、238、239から249までの各一部、251から257までの各一部、258の1の一部、258の2の一部、259から271までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに72の14に隣接する水路である公有地の全部、大字埴木崎字台前274に隣接する谷地小屋字谷地田の水路である公有地の全部